

鳥取市点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、民間施設（行政機関等（国、独立行政法人、特殊法人、司法機関、認可法人、地方公共団体、地方独立行政法人等）を除く民間法人等が保有する施設をいう。以下同じ。）において、施設管理者による点状ブロック、線状ブロック等（以下「点字ブロック」という。）の自主的な点検を促進するとともに、点検により見つかった不具合箇所の修繕に要する費用を支援することで、市内の安全な歩行環境を確保し、もって本市における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間施設において、所有者又は管理者が自ら行う点字ブロックの点検により見つかった不具合箇所の修繕を行う事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) あらかじめ市長に修繕計画を提出して行うものであること。
- (2) 当該修繕が、法、政令、条例その他の関係法令に定める基準に適合するものであること。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市内に点字ブロックを設置している民間施設の所有者又は管理者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、手数料、委託料、工事請負費、備品購入費その他市長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の交付)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金は、1箇所（他のエリアと区分可能な範囲）あたり125千円を上限と

する。

（交付申請の時期等）

第 8 条 本補助金の交付申請は、原則として補助対象事業実施の 30 日前まで又は補助金の交付を受けようとする年度の 1 月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第 4 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

（審査における関係団体への照会及び助言）

第 9 条 市長は、交付の決定（不交付の決定を含む。）の審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、修繕計画書その他提出書類の内容について、説明、追加資料の提出、補正その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、適正な審査を確保するため必要があると認めるときは、提出された修繕計画書の内容について、当事者及び当事者支援団体に対し、当該計画に係る事項について確認を行い、又は助言を求めることができる。

3 前項の規定により確認又は助言を求める場合は、審査に必要な範囲に限るとともに、審査の公正性の確保に配慮するものとする。

（承認を要しない変更）

第 10 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の 2 割を超える減額
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）

第 11 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第 12 条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第 12 条の実績報告書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

（雑則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費
鳥取県が別途策定する点字ブロック点検チェックリストを活用した点検により見つかった次のような不具合の修繕経費 ア 点字ブロックの剥がれや突起の欠損がある。 イ 点字ブロックに接する床面等とのコントラストが保たれていない。 ウ 曲線配置となっている。

様式第 1 号（第 8 条、第 1 2 条関係）

鳥取市点字ブロック安心歩行環境整備事業計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	

2 事業計画（実績）の内容

事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
施設等名 （所在地）	（ ）
事業実施箇所（※）	
修繕等の内容	
補助対象経費の額	円
補助金交付額	円
備考	

※箇所については、他のエリアと区分可能な範囲（例：店舗入口、敷地内駐車場、施設内 2 階通路など）を設定してください。

3 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

4 添付書類

※申請時には、修繕等の内容が分かる実施設計書、図面等を添付してください。

※実績報告時には、事業実施前後の写真など実施の実績が分かる資料を添付してください。

※建物の所有者と管理者が異なる場合において、管理者が申請者となる場合は、所有者と管理者の関係が分かる書類を添付してください。

様式第 2 号（第 8 条、第 1 2 条関係）

鳥取市点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金収支予算（決算）書

1 歳入予算（決算）（単位：円）

財源区分	本年度予算額 [A]	決算額[B]	増減額[B-A]	備考
市町村費				
県補助金				
その他				

2 歳出予算（決算）（単位：円）

科目	本年度予算額 [A]	決算額[B]	増減額[B-A]	備考

※収支決算書の提出時には、補助対象経費の内訳が分かる領収書の写し等証拠書類を添付してください。